

○色麻町狩猟免許取得等助成金交付要綱

(平成 29 年 4 月 1 日告示第 3 号)

改正 令和 3 年 3 月 29 日告示第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、色麻町における有害鳥獣の捕獲に従事する狩猟者を確保し、有害鳥獣による人的被害、農作物等への被害防止を図るため、予算の範囲内において色麻町狩猟免許取得等助成金(以下「助成金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、色麻町補助金等交付規則(平成 23 年色麻町規則第 4 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成対象者)

第 2 条 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町税等を滞納していない者
- (3) 過去に狩猟免許等の取り消しを受けたことがない者
- (4) 狩猟免許等の取得後は、色麻町鳥獣被害対策実施隊(以下「実施隊」という。)に入隊し、有害鳥獣の捕獲活動に従事することを誓約する者

(助成対象となる狩猟免許の種類)

第 3 条 助成金の交付対象となる狩猟免許の種類は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣保護法」という。)第 39 条第 2 項に規定する、わな猟免許及び第一種銃猟免許とする。

(助成金の額等)

第 4 条 助成金の額等は、次の表に掲げるものとする。ただし、狩猟免許の更新にあっては、実施隊に入隊している者に限る。

種別	区分	助成金額等
わな猟免許	新規取得者	16,000 円
	更新者	6,000 円
第一種銃猟免許	新規取得者	80,000 円
	更新者	18,000 円
猟銃(保管庫含む。)購入	新規取得者(1 丁に限る。)	該当経費の 2 分の 1 以内の額(1,000 円未満切捨て。)とし、200,000 円を限度とする。

2 この事業にかかる経費について、ほかの団体等から助成があったときは、当該助成額を差し引いた額とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、色麻町狩猟免許取得等助成金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(助成金の交付等決定)

第6条 町長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付又は不交付を決定し、申請者に色麻町狩猟免許取得等助成金(交付・不交付)決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(助成金の請求)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた申請者は、色麻町狩猟免許取得等助成金交付請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定の取消し)

第8条 町長は、申請者が次の各号に該当すると認められるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第6条に規定する交付決定後において、本人の責めによらない事由により業務を遂行できないときは、届出書(様式第4号)を町長に提出し、特にやむを得ないと認めたときは、交付決定を取り消さないことができる。

(1) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は助成金の執行に関し不正な行為があったとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月29日告示第12号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

色麻町狩猟免許取得等助成金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

色麻町狩猟免許取得等助成金(交付・不交付)決定通知書

[別紙参照]

様式第 3 号 (第 7 条関係)

色麻町狩猟免許取得等助成金交付請求書  
[別紙参照]

様式第 4 号 (第 8 条関係)

届出書  
[別紙参照]

年 月 日

色麻町長 様

申請者 住 所

氏 名 印

色麻町狩猟免許取得等助成金交付申請書

色麻町狩猟免許取得等助成金の交付を受けたいので、色麻町狩猟免許取得等助成金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、申請にあたり色麻町町税の滞納に対する特別措置に関する条例第10条第1項の規定に基づき、私の町税の納付状況を確認することに同意いたします。

記

種 別	わな猟免許 ・ 第一種銃猟免許 ・ 猟銃 (保管庫含む。) 購入
区 分	新規取得者 ・ 更新者
狩 猟 免 許 取 得 年 月 日	わな猟免許 年 月 日 第一種銃猟免許 年 月 日
申 請 額	金 円
<p>誓約書</p> <p>私は、色麻町狩猟免許取得等助成金の交付を受けるにあたり、色麻町鳥獣被害対策実施隊に入隊するとともに、有害鳥獣捕獲活動に率先して従事することを誓約いたします。</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印</p>	

(添付書類)

- |                 |                 |                  |
|-----------------|-----------------|------------------|
| 1 わな猟免許         | 2 第一種銃猟免許       | 3 猟銃 (保管庫含む。) 購入 |
| (1) 狩猟免状の写し     | (1) 狩猟免状の写し     | (1) 領収書の写し       |
| (2) 狩猟者登録証の写し   | (2) 狩猟者登録証の写し   | (2) 写真           |
| (3) 町長が必要と認めるもの | (3) 猟銃所持許可証の写し  | (3) 町長が必要と認めるもの  |
|                 | (4) 町長が必要と認めるもの |                  |

第 号  
年 月 日

様

色麻町長

印

色麻町狩猟免許取得等助成金(交付・不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった色麻町狩猟免許取得等助成金の交付について、色麻町狩猟免許取得等助成金交付要綱第6条の規定により下記のとおり決定したので通知します。

記

申請者	住所	
	氏名	
種別	わな猟免許・第一種銃猟免許・猟銃(保管庫含む。)購入	
区分	新規取得者・更新者	
決定	交付・不交付	
交付決定金額	金	円
備考	(不交付の理由等)	

※交付条件等

- (1) 誓約書の内容を遵守し、有害鳥獣捕獲業務を遂行すること。
- (2) 上記(1)に反した場合は、補助金を全額返還すること。ただし、色麻町狩猟免許取得等助成金交付要綱第8条の規定により町長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

色麻町長 様

申請者 住 所  
氏 名 印

色麻町狩猟免許取得等助成金交付請求書

年 月 日付けで交付決定通知のあった色麻町狩猟免許取得等助成金について、色麻町狩猟免許取得等助成金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付されるよう請求します。

記

交付決定額	金 円				
請求額	金 円				
送 金 先	金融機関名		銀行 金庫 組合 農協		本店 支店 支所
	口座の種類	普通		当座	
	口座番号				
	(フリガナ) 口座名義人				

様式第4号(第8条関係)

届 出 書

色麻町狩猟免許取得等助成金交付要綱第 8 条の規定により次のとおり申し立てます。

年 月 日

色麻町長 様

住 所

氏 名 印

遂行できない理由